

○野洲町隣保館設置条例

（昭和53年9月27日）
（条例第23号）

（設置）

第1条 この条例は、基本的人権の尊重の精神にのっとり同和地区及びその近隣地域住民（以下「地域住民」という。）に対して、同和問題解決のための各種対策（以下「同和対策」という。）を総合的に推進し、もって地域住民の社会的、経済的、文化的水準の改善向上と差別意識の解消を図り、同和問題の速やかな解決に資するため野洲町に隣保館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
野洲町立地域総合センター	野洲町大字小篠原1,780番地

（事業）

第3条 野洲町立地域総合センター（以下「総合センター」という。）は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 同和対策の連絡調整に関すること。
- (2) 相談事業に関すること。
- (3) 調査及び研究に関すること。
- (4) 地域住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (5) 教育、文化の向上及び啓発に関すること。
- (6) 社会福祉の増進及び保健衛生の向上に関すること。
- (7) 同和対策の推進に関すること。
- (8) その他町長が必要と認める事業

（運営委員会）

第4条 総合センターの運営を円滑に行い、同和対策を総合的かつ効果的に推進するため野洲町総合センター運営委員会（次項において「運営委員会」という。）を

第8編 厚生（野洲町隣保館設置条例）

置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。